

福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則新

旧対照表

平成 30 年 2 月 1 日
福岡県公安委員会規則第 1 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p><u>福岡県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成 14 年法律第 151 号。以下「<u>法</u>」という。）<u>第 3 条及び第 4 条の規定、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則</u>（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「<u>情報通信技術利用規則</u>」という。）<u>第 5 条及び第 9 条の規定並びに福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成 16 年福岡県条例第 12 号。以下「<u>情報通信技術利用条例</u>」という。）<u>第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>【追加】</p>	<p><u>福岡県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成 14 年法律第 151 号。以下「<u>法</u>」という。）<u>第 6 条及び第 7 条の規定、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</u>（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「<u>情報通信技術活用規則</u>」という。）<u>第 11 条の規定並びに福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成 16 年福岡県条例第 12 号。以下「<u>情報通信技術利用条例</u>」という。）<u>第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、福岡県公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条 (略)</p> <p><u>(申請等に係る電子情報処理組織)</u></p> <p>第 3 条 <u>申請等に係る電子情報処理組織は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって福岡県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（福岡県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。第 6 条において同じ。）を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処</u></p>

(対象となる申請等)

第3条 情報通信技術利用規則第5条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表第1の左欄に掲げる法令等（法令及び条例をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(申請等の手続)

第4条 前条に規定する申請等を電子情報処理組織を使用して行おうとする者は、当該申請等に係る事項について、法第3条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であって、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電子通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に福岡県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能（福岡県公安委員会等がプログラムを付与する場合に限る。）を備えたものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等をしようとする者は、法令等又は福岡県公安委員会等が定めるところにより当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）に記載され、又はこれらに記載すべき事項を、併せて入力することができる。ただし、福岡県公安委員会等が必要と認めるときは、添付書面等を提出しなければならない。

3 前2項の規定により申請等をしようとする者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子

理組織をいう。

(対象となる申請等)

第4条 情報通信技術活用規則第11条第1項の規定により福岡県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表第1の左欄に掲げる法令等（法令及び条例をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(申請等の手続)

第5条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、法令等又は福岡県公安委員会等が定めるところにより当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）に記載され、又はこれらに記載すべき事項を、併せて入力しなければならない。ただし、福岡県公安委員会等が必要と認めるときは、添付書面等を提出しなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と

証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、福岡県公安委員会等が別に定める方法により当該申請等をした者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない

○
(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

【追加】

4～5 （略）

6 第1項の規定により行われた申請等は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に福岡県公安委員会等に到達したものとみなす。

併せてこれを送信しなければならない。

4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書であって、福岡県公安委員会等が法第6条第1項に規定する電子計算機のうち福岡県公安委員会等の使用に係るものから認証できるものに限る。

5～6 （略）

【廃止】

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

【追加】

(対象となる処分通知等)

第5条 情報通信技術利用規則第9条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表第2の左欄に掲げる法令等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

(処分通知等の手続)

第6条 福岡県公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合は、当該処分通知等の内容を法第4条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項に規定する電子計算機のうち福岡県公安委員会等の使用に係るものから入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 (略)

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

第7条 (略)

別表第1 (第3条関係)

(略)

別表第2 (第5条関係)

(略)

第6条 処分通知等に係る電子情報処理組織は、福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって福岡県公安委員会等が付与するプログラムを正常に稼働させることのできる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(対象となる処分通知等)

第7条 情報通信技術活用規則第11条第1項の規定により福岡県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表第2の左欄に掲げる法令等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

(処分通知等の手続)

第8条 福岡県公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該処分通知等の内容を福岡県公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 (略)

【廃止】

第9条 (略)

別表第1 (第4条関係)

(略)

別表第2 (第7条関係)

(略)